

平成17年度国土交通省PFIセミナー 事前質問と回答(さいたま会場)

番号	質問	回答
1	地方自治体がPFIを導入することにより「財政支出の平準化」を図るためには、国庫補助の延べ払いが必要であると考えているが、今後、国庫補助の延べ払いを可能にするような、補助金交付要綱の改正について、検討しているのでしょうか？	補助金については、毎会計年度に交付申請して頂くとともに、年度が終了した際に実績報告頂くことにより額を確定することとなっているため、補助金を複数年度に渡ってプールすることはできません。補助金交付要綱の改正については、経済・財政等、周辺状況を鑑み、必要に応じて判断すべきものと認識しております。
2	1)道路案件のPFIでの実施計画はあるか？現状、国土交通省は道路PFIについてどのように考えられているか？ 2)羽田空港国際線が旅客ターミナル、貨物ターミナル、エプロンがそれぞれPFIで実施されるが、今後の大型港湾空港案件は基本的にPFIで実施される方向にあるのか？	1)道路案件のPFIについては、道路付属物の駐車場や道の駅について実施されております。PFIの実施については、VFMが出る等のPFIに適した事業であれば実施される可能性はありと考えております。 2)個々の事業の特性により、PFI方式が馴染むか否かが判断されることとなりますが、VFMが出る等のPFIに適した事業であればPFIで実施されることが想定されます。
3	現在計画中のPFIは、BTO方式を採用するケースが多いように思いますが、何故でしょうか？設計、建設部分にかかる履行保証について、履行保証保険に限定する理由はあるのでしょうか？	事業方式については、実施主体による検討のもと判断されることとなりますが、一般的に、施設の整備そのものに公共サービスの提供としての力点が置かれている場合にBTO方式が採用されることが多いと言われております。設計、建設部分に係る履行保証については、履行保証保険に限定しているものではなく、契約の締結者間で必要な制度が活用されるものと認識しております。
4	入札参加するまでに、コンサルタント・弁護士に支払う費用は、どの程度かかるものなのか。	入札参加するまでの費用については、当省では把握できておりませんが、事業の特性に応じて異なるものと思われますので、事業毎に検討する必要があるものと認識しております。
5	国土交通省は、今後、道路分野においてPFIを活用する意向はありますか。あれば、どのような事業モデルなのか教えてください。また、道路分野のPFIについて、現状の法律などの問題点(課題や制約など)がありましたら教えてください。	道路案件のPFIについては、道路付属物の駐車場や道の駅について実施されております。PFIの実施については、VFMが出る等のPFIに適した事業であれば実施される可能性はありと考えております。また、現行の枠組みにおいても、事業の特性に応じ、民間のノウハウを活用することにより、PFI方式を導入することは可能であるものと認識しております。

番号	質問	回答
6	PFIの実績と課題	内閣府資料によると、平成17年8月末時点で、全国で210事業について実施方針が公表されております。詳細については、内閣府HP (http://www8.cao.go.jp/pfi/)をご覧ください。 また、課題については、平成16年6月に民間資金等活用事業推進委員会により「PFI推進委員会中間報告－PFIのさらなる展開にむけて－」において、官民間の適切な責任・リスク分担の実現、事業者選定手続きにおける公平性・透明性と経済性の確保、VFM評価の客観性・信頼性の向上、イコールフットINGの課題、官民間の取引コストの課題等が挙げられております。
7	スポパーク松森の事故を受けて、地方自治体のPFIへの取組み進行状況に変化はございますか	従前より、PFIにより実施される公共施設等においても、その安全性が十分確保されるべきことは当然であり、PFI法に基づく「基本方針」においても、「安全性の確保」については、契約等の規定の範囲を超えたものであっても選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲であれば公共の関与が可能とされているところです。 また、先般、議員立法により改正されたPFI法においても、特定事業の選定について公共施設等の整備等における安全性の確保に配慮すべき旨の規定が新たに設けられたところです。
8	PFIを導入する事による最大のメリットはどんなものがありますか	PFI法に基づく基本方針においては、低廉かつ良質な公共サービスの提供、公共サービスの提供における行政の関わり方の改革、民間の事業機会の創出による経済の活性化等の成果をもたらすことが期待できるとされており、事業の特性にもよるかと思いますが、これらがPFI導入の主なメリットと考えられます。
9	PFIに事業に関わり、中堅ゼネコンが大手ゼネコンとのJV結成以外で、コンソーシアムを結成して係る事例等があれば教えていただきたい。また、中堅ゼネコンが、PFI事業に参加し、受注にいたる為に必要な条件とは、(出来ればコスト以外で...)事例があれば参考にご教授いただきたい。	中小の事業者によるPFIの実施事例は出てきております。個別のPFI事業に係る情報については、実施主体より公表されておりますので、個別にご確認下さい。(例えば、内閣府民間資金等活用事業推進室「地方公共団体におけるPFI次号導入の手引き」にも事例が掲載されています。) 受注するために必要な条件については、事業者を選定する際の参加資格要件については、個別の事業の内容に応じて、必要最低限の条件設定とされているところです。また、PFI事業における民間事業者の選定においては、価格及びその他の条件(事業の効果及び効率性等)により評価されることが多いことから、民間事業者のノウハウを発揮していただくことが重要と考えられます。

番号	質問	回答
10	モニタリングにおける現状の問題点とその対応策。地方自治体に事業者の財務モニタリングは可能か(または、民間に委託すべきか)。地方自治体に事業者の財務モニタリングは可能か(または、民間に委託すべきか)。どういう基準を予め設定し、評価すべきか。その場合事業契約書にどこまで書き込むか、その参考事例はあるか。	公共サービスの提供を開始した事例も増えている状況にありますが、現時点では、モニタリングにおける課題を統一的に整理されたものはないのと認識しております。今後、実施中のPFI事業の実績を踏まえ、整理されるものと考えております。 財務モニタリングについては、PFI法に基づく基本方針において、公共施設の管理者が民間事業者から公認会計士等による監査を経た財務状況についての報告書の提出を定期的に求めることができるよう協定等で合意しておくこと等が記載されているところであり、他機関を活用したモニタリングが考えられます。 モニタリングの基準や契約書は、「契約に関するガイドライン」「モニタリングに関するガイドライン」等を基本とし、事業の特性に応じ、個別に設定されるものであると考えられます。 また、「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」(内閣府民間資金等活用事業推進室)によると、「市川市ケアハウス整備等PFI事業」、「寒川浄水場排水処理施設更新等事業」においては、SPCの年次決算報告書の内容の確認をコンサルタント等に外部委託しているようです。
11	特定事業の選定時に算出するPSCまたはPFILCCと、予定価格の関係について教えてください。PSC＝予定価格？PFILCC＝予定価格？	「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」によると、PSCは「公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値」、PFILCCは「PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額」と定義されます。予定価格は、会計法及び予算決算及び会計令に定められるものであり、予決令第80条において「予定価格は競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。」とされており、必ずしもPSC、PFILCCと同額となるとは言えないと考えられます。

番号	質問	回答
12	(1) 割賦払いでは、金融機関の融資回収リスクがないため、公共と金融機関が直接契約を締結する意味がないことが、タラソ福岡の破綻で明らかになりました。民間に施設の不具合リスク、サービスの質の低下リスク、運営悪化リスクを移転するには、割賦払いPFIを禁止して、サービス評価に基づいて支払いが変動する海外型のPFIを導入し、事業者と金融機関を一体とした組織に運営リスクを移転すべきだと思います。また、金融機関系のアドバイザーが金融機関がリスクをとらなくて済むように割賦払いのBTOを推進しているのであって、公共にとってはBTO型は不利であり、税金の無駄遣いであるという批判にも対抗できるようになりますし、そもそも、金融機関の事業評価能力向上のためにも必要です。いかがでしょう。 (2)PSCを算定するには、固定資産税制度のあるオーストラリアのPSC算定方法が参考になります。(英国には固定資産税がないので参考になりません。)固定資産税のないBTO型と固定資産税を払わない従来型公共調達を比較することはできますが、公共であるがゆえに固定資産税を払う必要がない場合、固定資産税を支払う民間のBOT型と比較することができません。そのため、固定資産税を支払う民間コストと比較する場合には、公共が固定資産税を支払ったらいくらになるかを算定してPSC値を調整し、これと比較します。この制度を用いることによって、PFIだという特別な理由をつけて減税する必要がなくなります。このPSC算定の仕組みを導入してはいかがでしょうか。 (3)PSCの算定根拠が明確でなく、したがってVFMの算定根拠も明確ではないという批判があります。これに対抗するためには、どのような結果を出すかを示す達成結果仕様書(Output Specification)を作成したうえで、公共が実施する手段に基づいた仕様書で見積もったPSCを策定し、同じ達成結果仕様書に基づいた民間コスト見積もりと比較してVFMを算定するという手法をとることで根拠を明らかにすることができます。既に国内の案件で導入した事例もあります。このようなVFM算定の根拠を明らかにするためのガイドラインが必要だと思いますが、いかがですか？	(1)PFI事業においては、一般的に、事業内容に応じて、BTO型、BOT型等の選定、サービス対価の割賦払い等の支払いの方法、また、公共、民間事業者、金融機関のリスクの分担が検討、選択されていると考えられ、一義的にBTO型等の適、不適が論ぜられるものではないと考えられます。 (2)PSCの算定においては、当該公共施設等の管理者等の収入となる税金等を減じた適正な調整を行うため、PFI実施主体と税の徴収者が一致する場合は問題とならないことから、PFI事業者と税の徴収者が不一致である場合(この場合、固定資産税が市町村税であるため、PFI事業者が都道府県である場合)の固定資産税の取り扱いに関するご質問かと思われます。公的財政負担の算定に当たっては、現行制度を含め、現実に見込まれる支出、収入を見込んで、費用を算定することが必要と考えられます。 (3)現在のPFI事業においても、VFMの評価にあたっては、可能な範囲での精度の確保、客観性、透明性の向上を図ることが民間資金等活用事業推進委員会により定められている「VFMに関するガイドライン」にも、規定されているところであり、今後も、精度向上、透明性の確保に努められると考えられます。

番号	質問	回答
13	今般のPFI法改正により「民間事業者選定に当たっての評価方法の明確化」が規定されたと聞きました。セミナーでの説明はしていただけるのでしょうか？	改正前のPFI法においては、民間事業者の選定を行うに当たっては、「客観的な評価(等が特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。)を行」う旨が規定されていたところですが、今般の法改正により、「原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。」旨が追加で規定され、民間事業者の選定に当たっての評価方法の明確化が図られたところです。
14	PFI事業に関わり、中堅ゼネコンが大手ゼネコンとのJV結成以外で、コンソーシアムを結成して係る事例等があれば教えていただきたい。また、中堅ゼネコンが、PFI事業に参加し、受注にいたる為に必要な条件とは、(出来ればコスト以外で...)事例があれば参考に教えていただきたい。	中小の事業者によるPFIの実施事例は出てきております。個別のPFI事業に係る情報については、実施主体より公表されておりますので、個別にご確認下さい。(例えば、内閣府民間資金等活用事業推進室「地方公共団体におけるPFI次号導入の手引き」にも事例が掲載されています。) 受注するために必要な条件については、事業者を選定する際の参加資格要件については、個別の事業の内容に応じて、必要最低限の条件設定とされているところです。また、PFI事業における民間事業者の選定においては、価格及びその他の条件(事業の効果及び効率性等)により評価されることが多いことから、民間事業者のノウハウを発揮していただくことが重要と考えられます。
15	事業者側のメリットは何か	PFIの事業者におけるメリットとしては、従来主として国等の公的部門が行ってきた公共施設等の整備等の事業を民間事業者にゆだねることから、新たな事業機会をもたらす効果、PFI事業と併せて付帯事業として他の収益事業を実施することにより、新たな事業を生み出す等が想定されます。
16	民間提案型PFIに対する国土交通省様のお考えを教えてください。窓口・対応等のご予定はおありなののでしょうか。	民間提案型PFI事業については、民間のノウハウを活用し、民間から公共施設等の管理者等に対して提案されるものであり、提案があった場合には、PFI法に基づく基本方針の理念に則り対応したいと考えております。なお、相談窓口については、各事業毎のPFI担当窓口を、国土交通省HP等で公表しております。
17	今後、PFI事業を発注する際に、民間企業の参加要件資格についてはどのような基準を重視する方向でお考えになっているのでしょうか。 (例)施工実績、技術力、財務力、PFI事業参入実績 等々	参加要件については、個別の事業の内容に応じて、必要最低限の条件設定とされているところです。よって、PFI事業において、一般的に、ある基準を重視することとはされておられません。

番号	質問	回答
18	一般に、応募者の提案金額がPSCを下回っていれば、当該事業におけるVFMの達成は確保できていると考えられるので、事業者選定基準の内容については、いわゆる定性的評価を重視することが、PFI事業全体の確実性(=事業の成功)を最も担保し、民間のノウハウを最も発揮されやすいと考えますが、現状の日本のこれまでのPFI事業の事業者選定基準について、更には事業の安定性という観点からの日本のPFI事業のあるべき姿について、どのようなお考えをお持ちでしょうか。	現在進行中のPFI事業においても、最低価格の提案者以外の者が総合的な評価により選定事業者として選定される事例が見られることから、現在においても、価格以外の提案内容について、一定の評価がなされているものと認識しております。また、事業の安定性については、公共、民間事業者、金融機関等が相応のリスクを負担・管理し、適正なモニタリングのもとで確保していくことが重要であると考えられます。
19	仙台市での初めてのPFI事業である「スポーツパーク松森」で発生した、天井落下が事業本体及び事業契約に及ぼす影響と課題について、なにか情報をお持ちでしたら提供していただきたい。	従前より、PFIにより実施される公共施設等においても、その安全性が十分確保されるべきことは当然であり、PFI法に基づく「基本方針」においても、「安全性の確保」については、契約等の規定の範囲を超えたものであっても選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲であれば公共の関与が可能とされているところです。 また、先般、議員立法により改正されたPFI法においても、特定事業の選定について公共施設等の整備等における安全性の確保に配慮すべき旨の規定が新たに設けられたところです。
20	これまで出件されたPFI案件は、国・地方ともに箱物を中心としておりましたが、土木案件についてはどのようにお考えでしょうか？現状では、PFI事業から撤退する民間企業も若干見受けられるものの、PFI制度の普及にともない参加企業の増加が見込まれ、競争の激化が予想されますのでコスト削減効果が期待できると思います。	VFMが出る等のPFIに適した事業であれば実施される可能性はあると考えております。また、適正な競争により、より効率的かつ効果的な事業の実施に資することを期待しております。
21	大規模修繕費または更新費が提案によってSPCに割賦払いされる時、税務当局に収益とみなされないような明確な法律等はないのでしょうか？ないとすれば、今後法律等で整備される予定はありますか？	「PFI推進委員会中間報告－PFIのさらなる展開にむけて－」において、大規模修繕引当金に係る選定事業者の税負担については、政府税調において、見積もりが適正なものであるかどうか問題となる等の観点から、廃止を含め抜本的な見直しを行うことが適当とされていること、また、サービス対価の支払額を各年度平準化せず、必要に応じて増減すること、大規模修繕相当額について事業契約上明示すること等により対応可能であること等の指摘を踏まえて、引き続き多様な対応方法について検討する必要があると提言されております。

番号	質問	回答
22	最近の審査講評を読んでいると、株主の追加劣後ローン枠を設けることが評価されていますが、事業者(代表企業)が責任を持って事業を確実に遂行するという意味で、納得できる場所もあります。しかし、プロジェクトファイナンスの性格(ノンリコースまたはリミテッドリコース)等を考慮すると、上述した提案事項とは相反しているように感じますが、どのようにお考えでしょうか(案件のなかには、提案書の様式として、追加出資や劣後ローン枠等を求めるケースも見られます)。	一般的には、個々の事業のスキーム、リスクの特性等に応じて、資金構成が決定されていると考えられます。 なお、プロジェクトファイナンスを旨とするPFI事業においても、事業特性により、出資金、借入金、また、劣後ローン等を合理的に組み合わせることで資金調達を図ることが想定されます。 また、一般的に長期に亘るプロジェクトファイナンスでは、当初予期しない資金が一時的に必要な事態が発生することがあるため、長期安定的に事業を支えるというプロファイの性格に鑑み、事業の安定性を確保するために、スポンサー企業による追加劣後ローン枠等、非常事態のクッションが評価されているのだとも考えられます。
23	評価点の配分が提案金額に重きを成しているように思われますが、これでは価格競争を助長しているように思います。想定しているVFMと大きく差異があるときどのように発注者側は評価するのか教えてください。	現在進行中のPFI事業においても、最低価格の提案者以外の者が総合的な評価により選定事業者として選定される事例が見られることから、現在においても、価格以外の提案内容について、一定の評価がなされているものと認識しております。なお、評価は、事業毎に設定される評価基準に基づき、審査委員会等において適正に評価されることになります。